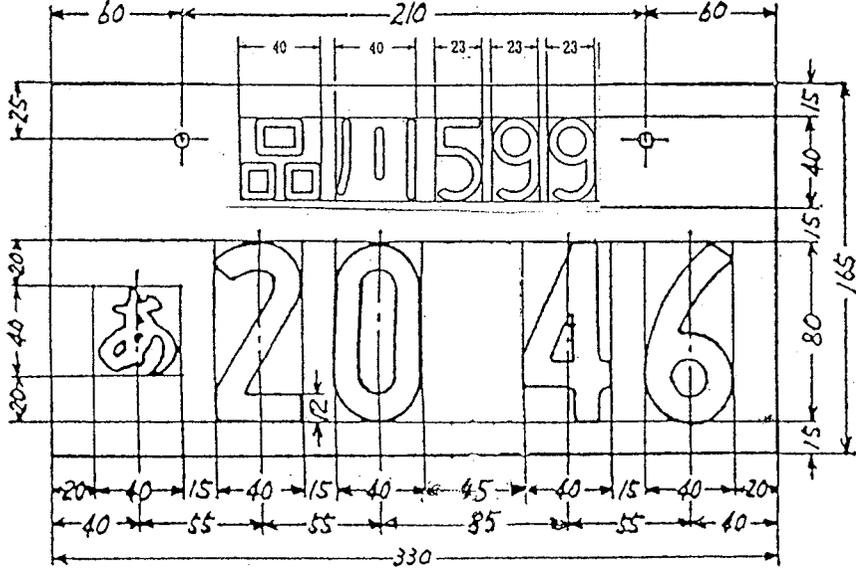
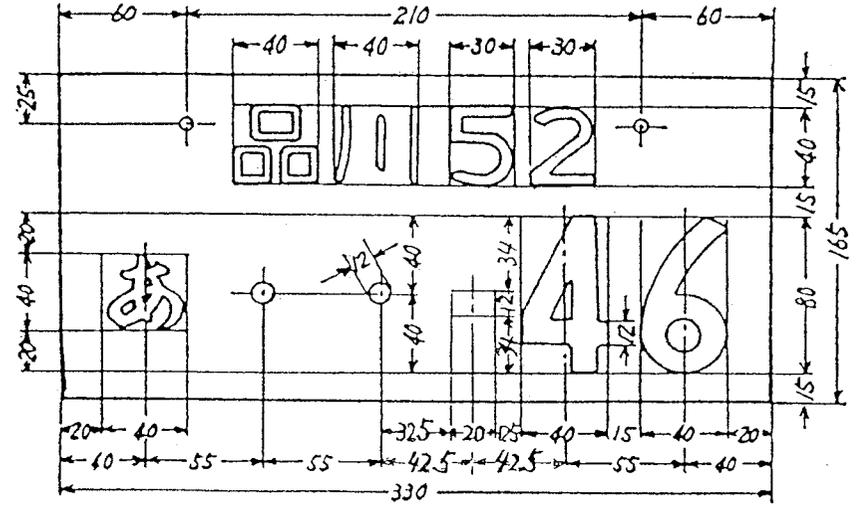


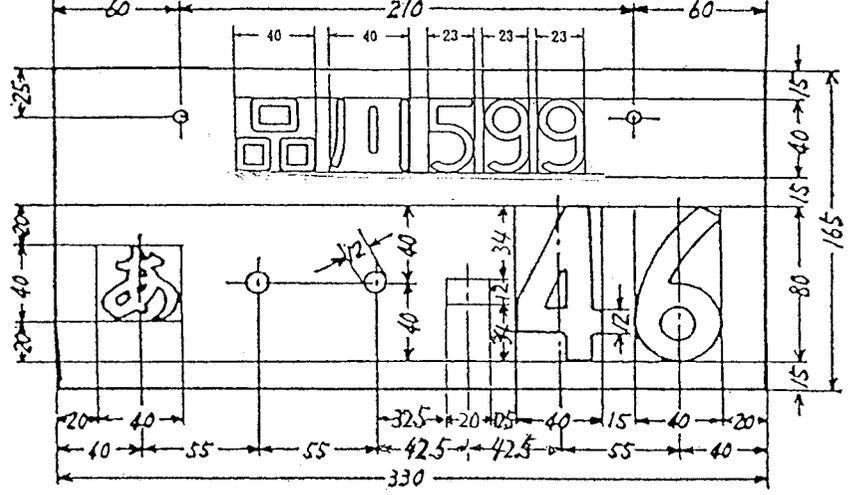
(その二)



(その三)



(その四)



備考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において数字が四けたであるときは図(その一)又は図(その二)、数字が三けた以下であるときは図(その三)又は図(その四)の例によること。
- (2) 車両番号は、浮出しとすること。
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては黒字に黄文字とし、自家用自動車にあつては黄色時に黒文字とすること。
- (4) 運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(5)に規定する場合を除く。)は、当該文字の横の長さは30ミリメートルとすること。
- (5) 運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケである場合に限る。)は、当該ケの縦の長さは33ミリメートル、横の長さは28ミリメートルとし、それ以外の文字の長さは30ミリメートルとすること。
- (6) 運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは、当該文字が四文字の場合であつて分類番号が二けたであるときは27ミリメートル、分類番号が三けたであるときは22ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字の横の長さは分類番号が二けたであるときは27ミリメートル、分類番号が三けたであるときは23ミリメートルとすること。
- (7) 寸法の単位はミリメートルとすること。

第十三号様式の四を第十三号様式とする。  
(自動車登録規則の一部改正)

第一条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「登録の申請の手続」を「登録の申請等の手続」に、「登録の手続」を「登録等の手続」に改める。

第一条を次のように改める。  
(現在記録ファイルに記録する事項)

第一条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)以下「令」といふ。第六条第二項の国土交通省令で定める事項は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)以下「法」といふ。第十五条の二第二項ただし書の規定による届出があつた年巴日とする。  
第一条の次に次の一条を加える。